

静岡地方最低賃金審議会
 第3回 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
 輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会
 議事要旨

開催日時	令和6年10月10日(木) 午前9時58分から午前11時18分まで		
開催場所	静岡労働局 地下会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
議題	1 特定最低賃金の改正決定について 2 その他		
議事要旨	本会議は、公開・非公開		
<p>1 特定最低賃金の改正決定について</p> <p>第2回専門部会の審議結果について、部会長より確認した後、一旦休会し、公益委員が労使各側の委員へ個別に意見聴取を行った。</p> <p>その意見聴取の中で、使側からは、中小企業、小規模事業所の厳しい実態を意識しつつも、全会一致の結審を目指したいとの意向、労側からも、春闘の妥結結果、全平均の数字を意識しつつも、やはり全会一致を目指し、次年度以降も労使で課題に取り組んでいきたいとの意向が示され、労使ともに引上げ額45円を提示。</p> <p>専門部会を再開し労使それぞれに確認したところ、異議なしとのことであり、労使の意見の一致に至ったため、「最低賃金額：1時間1,073円(引上げ額45円)、効力発生の日：令和6年12月21日(指定日発効)」とする旨の専門部会報告書が作成された。</p> <p>また、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとしていることから、審議会会長名で静岡労働局長宛てに静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について答申が行われた。</p> <p>なお、適用する使用者について、日本標準産業分類の改定に伴い「補助的経済活動」との記載を「補助的経済活動」との記載に改める必要が生じたため、専門部会報告書及び答申文の該当箇所は当該改めた記載とされたことについて事務局から説明。</p> <p>その他、本日、答申の要旨を公示し、令和6年10月25日まで異議の受付を行うこと、異議がなかった場合には、答申どおりの改正が決定し、官報公示を行った後12月21日から効力が発生すること、異議があった場合には、11月7日に開催予定の審議会にて異議に対する審議を行うこと、専門部会の廃止について、本日の答申に対する異議がなかった場合にはその時点で、異議があった場合は、審議会でも再審議の必要性がなしとなった時点で廃止となること、について事務局から説明。</p>			

2 その他

3月開催予定の審議会の公開について、他の特定最低賃金も含め、異議に対する審議会が開催される場合はその審議会で、開催されない場合、メールにより各委員に諮り決定する旨事務局から説明。